○北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要領

平成21年3月12日 訓令第4号

改正 平成23年3月25日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱(平成 21年北杜市告示第18号。以下「要綱」という。)に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象建築物)

第2条 要綱第2条第2号に規定する補助対象建築物とは、補助対象事業完了後少なくとも5年間は除却しない建築物でなければならない。ただし、公益上の理由 その他特別の理由があり、市長がこれを認めたときは、この限りでない。

(補助対象建築物の所有者)

第3条 要綱第3条第1号に規定する所有者とは、補助対象建築物の所有者及び建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に定める区分所有者の団体又は管理者をいう。

(補助対象事業の基準)

- 第4条 要綱第4条第1項に規定する補助対象事業の内容は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。
 - (1) 調査事業における補助対象となる「吹付け建材」は、要綱第2条第1号に 規定する吹付けアスベスト等の他、吹付けバーミキュライト、吹付けひる石、 吹付けパーライト等も含めるものとする。この場合において、補助事業の基準 は「建材中の石綿含有率の分析方法について」(厚生労働省労働基準局長通達 平成18年8月21日付け基発第0821002号)及び「建材中の石綿含有 率の分析方法に係る留意事項について」(厚生労働省労働基準局安全衛生部化 学物質対策課長通知平成18年8月21日付け基安化発第0821001号) に示された分析方法(JISA1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」 及び同等方法)によるものとする。
 - (2) 除去等事業における補助対象となる事業は、建築基準法(昭和25年法律

第201号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(以下「建築リサイクル法」という。)又は石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)の規定に基づく手続き及び方法によるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 要綱第5条第1号に規定する補助金の交付申請は、敷地ごとに行うものとする。

(申請等に必要な書類)

- 第6条 補助金交付申請及び事業完了報告に必要な書類は、それぞれ次の各号に掲 げる書類とする。
 - (1) 要綱第5条第1号に規定する北杜市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付申請書に添付する関係書類
 - ア 位置図(補助対象事業に係る建築物の敷地の位置がわかるもの)
 - イ 配置図(補助対象事業に係る建築物の位置がわかるもの)
 - ウ 平面図 (調査事業又は除去等事業を行う場所がわかるもの)
 - エ 現況写真(補助対象事業に係る建築物外観、調査事業又は除去等事業を行う場所、同所の吹付けアスベストの状況が判断できるもの)
 - オ 吹きつけアスベスト等の存在を証明する調査結果報告書の写し(除去等事業の場合)
 - カ 調査仕様又は工事仕様書のわかる書類及び見積書
 - キ 市税納税証明書
 - ク 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本
 - ケ 区分所有者の団体又は管理者の場合は、組合規約及び当該申請に係る議事 録
 - コ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 要綱第8条に規定する北杜市アスベスト飛散防止対策事業完了報告書に添 付する関係書類

- ア 北杜市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付決定通知書及び北杜市アスベスト飛散防止対策事業変更承認通知書(変更がある場合)の写し
- イ 調査結果報告書の写し(調査事業の場合)
- ウ 主任技術者及び石綿作業主任者の署名の入った工事結果報告書(除去等事業の場合)
- エ 事業実施写真(工事着手前及び完了後の状況が対比してわかるもの。調査 事業にあっては分析標本の採集中のもの。)
- オ 工事契約書(除去等事業の場合)及び領収書の写し
- カ 大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築リサイクル法又は石綿障害予防規則 に基づき必要に応じて提出した届出書の写し
- キ その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更)

第7条 要綱第6条第1項に規定する軽微な変更は、交付決定を受けた事業計画の 範囲を超えることとなる事業量の変更以外の変更であり、かつ、交付決定を受け た補助金の額を超えないものとする。

(現場調査)

- 第8条 要綱第9条に規定する現場調査は、除去等事業においては、特に市長が必要がないと認めるときを除き、実施するものとする。
- 2 市長は、前項の現場調査において、現場の状況が補助金の交付の決定の内容に 適合しないと認めたときは、速やかに補助事業者に是正を指示するものとする。
- 3 前項の指示を受けた補助事業者が補助金の交付を決定した日の属する年度の3 月31日までに是正を完了しないときは、要綱第13条第2号に基づき補助金の 交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

附則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日訓令第6号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。